解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十四年三月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十一日

東京都中央区日本橋人形町三丁目七番三号
特定非営利活動法人日本グラウンドワーク連合
清算人　千賀裕太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月三日静岡県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十一日

静岡県御殿場市上小林八九七番地の三
社団法人上小林振興会
清算人　瀬戸　盛保

配当公告

宮城県大崎市古川北稲葉一丁目二番二一号
破産者　株式会社瀬戸工業所
右の者に対する仙台地方裁判所古川支部平成十八年（フ）第二九一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二一二、八八四、一八五円
一、配当することのできる金額
金八、〇一八、九四二円

平成二十四年九月十一日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番一二号シャンボール一番町一二〇二
破産管財人　花島　伸行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道標津郡中標津町西四条北四丁目二番地六、最後の住所北海道標津郡標津町南一条西四丁目五番八号
被相続人　亡　北　晴男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

旧住所　北海道標津郡中標津町東七条北一丁目一番地アズ・プラザ二階
新住所　北海道標津郡中標津町東三条北一丁目六番地三条ビル二階
相続財産管理人　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一二条西一五丁目二番、最後の住所札幌市西区発寒七条一四丁目一五番八号
被相続人　亡　山田　剛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目ウエスト12ビル四階　酒井・橋本・日笠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市西二十三番町二五九番地一、最後の住所青森県十和田市西二十三番町五五番一一号
被相続人　亡　赤石　均
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階　いそ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市北酒出一二八番地、最後の住所茨城県那珂市後台三三五四番地八
被相続人　亡　根本　安男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市六軒町二丁目三番地一、最後の住所埼玉県川越市六軒町二丁目三番地一エマブル六軒町一〇七号室
被相続人　亡　大橋　壽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　徳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区別所一丁目一三三〇番地、最後の住所千葉県佐倉市鏑木町二七〇番地一　五棟二一六
被相続人　亡　山村　豊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号
袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂口　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市希望ケ丘九五番地一二五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上平　義美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号
福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石田　優紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区豊島二丁目一〇番、最後の住所東京都北区豊島二丁目一〇番一二―三〇一号
被相続人　亡　大木　豊子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市桜町二丁目七四番地、最後の住所東京都杉並区井草二丁目二八番八号川嶋荘
被相続人　亡　及川　義廣
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号荒井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市上土棚南一丁目一五三六番地一、最後の住所岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山一八番地二
被相続人　亡　鈴木　和政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館八階長尾敏成法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区新川二丁目一番地一五、最後の住所東京都中央区新川二丁目一二番一八号
被相続人　亡　澤田　又一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

事務所東京都杉並区松庵一丁目二番二九号宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世